

食品または飲料の販売等に関する COVID-19 感染防止措置ガイドライン

タイにおいては、非常事態令等に基づき、特定の施設の閉鎖等が行われてきましたが、今般、一部の措置緩和がなされ、営業再開が始まっています。営業再開にあたっては、タイ政府(新型コロナウイルス感染症対策センター(CCSA))やバンコク都等から、ガイドラインの形で感染防止措置が出されており、当該措置を実施する義務があります(「仏暦 2548 年非常事態における統治に関する勅令」(非常事態令) 第9条に基づく決定事項 (第6号) 第2項)。

CCSA およびバンコク都のガイドラインのうち、食品に関連する日本語訳を次ページ以降でご紹介しますので、ご参考になさってください。なお、下記の日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、ジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

原文は、以下のリンク先で確認できます。

◇ 新型コロナウイルス状況管理センター命令第 2/2563 号

件名:「仏暦 2548 年(※西暦 2005 年)非常事態における統治に関する勅令」(非常事態令) 第9条に基づく決定事項のガイドライン

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/102/T_0007.PDF

◇ COVID-19 の感染拡大防止のためのバンコク都規定に基づいた疾病予防対策

<http://www.prbangkok.com/th/post/view/MDY1cDBzNnM0NHlyb3Ezc3E2NnEyNDk0cDRyOTQzcjQ1MDc2MQ==>

◇ 新型コロナウイルス状況管理センター命令第 2/2563 号

件名:「仏暦 2548 年(※西暦 2005 年)非常事態における統治に関する勅令」(非常事態令) 第9条に基づく決定事項のガイドライン

公布日:2020 年 5 月 1 日

施行日:2020 年 5 月 3 日

制定者:プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相

新型コロナウイルス状況管理センター命令第 2/2563 号(2020 年 5 月 1 日)添付 **【関連部分抜粋】**

COVID-19 の感染拡大防止のための政府規定に基づいた疾病予防対策

事業/活動	主要管理対策	補足対策	所管
<p>1.経済および日常生活に関する活動</p> <p>A.ホテル、空港、駅、バスターミナル、病院、飲食店、コンビニ、リアカー型販売、歩き売り、屋台における食品または飲料の販売。サービス施設、パブ、バーは含まない。</p>	<p>1) サービスの提供前後に床や接触表面を頻繁に清掃し、廃棄物は毎日処分する。</p> <p>2) 事業者、サービス従業員、サービス利用者は衛生マスクまたは布マスクを着用する。</p> <p>3) 石けん、アルコールジェルまたは消毒液による手洗い場を設ける。</p> <p>4) テーブル間、座席間、また、歩行時も含め、少なくとも 1 メートルの間隔を確保する。</p> <p>5) 混雑しないようサービス利用者数を管理する。</p>	<p>1) 事業者、サービス従業員、サービス利用者の体調不良、発熱、咳、くしゃみまたは風邪の症状のスクリーニング対策を能力に応じて設ける。</p> <p>2) 接触感染を避ける原則に則り、活動時間を必要最小限に短縮する。</p> <p>3) 食品販売所内での飲酒は控えること。</p> <p>4) 少なくとも 1 メートルの間隔を確保した、座って、または立って順番を待つスペースを用意する。</p> <p>5) 適宜適用できる携帯電話上で追跡アプリを使った対策を追加するか、特定のエリアにおいて、情報の記録および報告による管理対策をとることができる。</p>	<p>1) 県オペレーションセンター(ソーポーコー)、郡オペレーションセンター、町オペレーションセンター、地区行政機構(オーポートルー)が監督する。</p> <p>2) 保健省が適宜ガイドラインを発行する。</p> <p>3) 安全保障緊急事態解決オペレーションセンター(ソーポーモー)が事業や活動が規定された対策を遵守しているか確認するための警察、軍隊、保健省、関</p>

			連組織による共同巡回を手配する。
B.デパート、ショッピングセンター、コミュニティモールについては、スーパーマーケット、医薬品、生活必需品販売店、通信事業小売店、銀行、政府機関および国営企業の事務所に限り、営業を認める。レストランについては持ち帰り飲食する場合にのみ営業を認める。	<p>1) サービスの提供前後に床や接触表面を頻繁に清掃し、廃棄物は毎日処分する。</p> <p>2) 従業員およびサービス利用者は常に衛生マスクまたは布マスクを着用する。</p> <p>3) 石けん、アルコールジェルまたは消毒液による手洗い場を設ける。</p> <p>4) 座る、または立つ位置の間隔は少なくとも1メートルを確保する。</p> <p>5) 混雑しないようサービス利用者数を管理する。または、接触感染を避ける原則に則り、サービス利用時間を必要最小限に短縮する対策を検討する。</p>	<p>1) 事業者、サービス従業員、サービス利用者の体調不良、発熱、咳、くしゃみまたは風邪の症状のスクリーニング対策を能力に応じて設ける。</p> <p>2) 少なくとも1メートルの間隔を確保し、座って、または立って順番を待つスペースを用意する。</p> <p>3) 適宜および必要に応じて適用できる携帯電話上で追跡アプリを使った対策を追加するか、特定のエリアにおいて、情報の記録および報告による管理対策をとってもよい。</p>	<p>1) 県オペレーションセンター(ソーポーコー)、郡オペレーションセンター、町オペレーションセンター、地区行政機構(オーポーター)が監督し、地域に合わせたガイドラインを発行する。</p> <p>2) 安全保障緊急事態解決オペレーションセンター(ソーポーモー)が事業や活動が規定された対策を遵守しているか確認するための警察、軍隊、保健省、関連組織による共同巡回を手配する。</p>
C. 小規模小売り/卸売り店、コミュニティの小売り/卸売り店、市場、水上市場および定期市場	<p>1) サービスの提供前後に床や接触表面を頻繁に清掃し、廃棄物は毎日処分する。</p> <p>2) 事業者およびサービス利用者は常に衛生マスクまたは布マスクを着用する。</p> <p>3) 石けん、アルコールジェルまたは消毒液による手洗い場を設ける。</p> <p>4) 商品陳列台の間隔、座る、または立つ位置の間隔、商品を選ぶ際や会計の際の間隔は少なくとも1メートルを確保する。</p>	<p>1) 出入口の管理を行う。また、事業者およびサービス利用者の体調不良、発熱、咳、くしゃみまたは風邪の症状をスクリーニングする対策を能力に応じて設ける。</p> <p>2) 子供用の遊具のサービス提供は許可しない。</p> <p>3) 適宜および必要に応じて適用できる携帯電話上で追跡アプリを使った対策を追加するか、特定のエリアに</p>	<p>1) 県オペレーションセンター(ソーポーコー)、郡オペレーションセンター、町オペレーションセンター、地区行政機構(オーポーター)が監督し、地域に合わせたガイドラインを発行する。</p>

	5)混雑しないよう活動参加者数を管理する。または、接触感染を避ける原則に則り、活動時間を必要最小限に短縮する。	において、情報の記録および報告による管理対策をとってもよい。	2)安全保障緊急事態解決オペレーションセンター(ソーポーモー)が事業や活動が規定された対策を遵守しているか確認するための警察、軍隊、保健省、関連組織による共同巡回を手配する。
--	---	--------------------------------	---

備考:

主要管理対策とは、2005年非常事態における行政に関する勅令(第1号)第9条による規定第11項に対応する対策である。

補足対策とは、より効果的なCOVID-19の感染拡大防止・制御対策のため、事業者、活動の主催者、サービス利用者および活動参加者からの協力を得て行う主要管理対策に追加する策である。

ガイドラインとは、COVID-19の感染拡大防止策を継続的に実施し、また、足るを知る経済哲学のもと、国民がCOVID-19の感染拡大から安全に生活できるようにするための、各地域の事業や活動における実行指針および条件である。

◇ COVID-19 の感染拡大防止のためのバンコク都規定に基づいた疾病予防対策

◇ No.	事業/活動	対策	勧告
1	<p>経済および日常生活に関する活動</p> <p>A. ホテル、空港、駅、バスターミナル、病院、飲食店、コンビニにおける食品または飲料の販売。サービス施設、パブ、バーは含まない。</p>	<p><u>オーナー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 200 m²超の食品販売所 従業員全員および利用客全員の検温によるスクリーニングを実施すること。 ・面積 200 m²以下の食品販売所 従業員およびサービス利用者全員の体調不良、発熱、咳、くしゃみまたは風邪の症状のスクリーニング対策を能力に応じて設ける。 ・座席（個人）の間隔を 1.5 メートル以上確保する仕組みを設ける。座席（個人）の間隔が 1.5 メートル未満の場合は、座席（個人）の間に仕切りを設けなければならない。この場合の座席（個人）の間隔は 1 メートル以上であること。 ・料理が並び、利用客が自ら料理をよそう、取るタイプのbuffetの提供を控えること。ただし、メニューを見てオーダーするタイプのbuffetは提供してもよい。 ・酒類を販売する飲食店の営業は認めるが、店内での酒類またはアルコール飲料の摂取は禁止する。 ・音楽の演奏またはライブは控えること。 ・利用客と料理の間に透明シートの仕切りを設けること。（訳注※バンコク都庁によると、利用客が料理を目標し選ぶ際に、シートの仕切りを設けることを想定。） ・出入口および店舗のスペースにあわせた各所に、石けん、アルコールジェル（アルコール 70%以上）または消毒液による手洗い場を設けること。 	<p><u>オーナー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店舗の場合、サービスを受ける時間を明確に指定する Online 順番予約および店前での順番予約システムを設けることが望ましい。 ・幅が狭い店舗の場合、店内および店前の混雑を防ぐため、利用客に順番カードを配布し、料理を受け取りに戻らせることもできる。 ・紙幣や硬貨との接触を避けるため、QR code を通じた支払いや電子送金を促すキャンペーンを実施する。 ・調味料セットは、小袋タイプを推奨する。 ・歩道や近隣に影響を与えないよう店に利用客の立ち位置を示すマークをつけ、順番待ちの列の間隔を少なくとも 1 メートル確保するよう厳格にコントロール/整備する従業員を配置することが望ましい。

No.	事業/活動	対策	勧告
		<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも2時間ごとにトイレを清掃すること。これを遵守できない場合、トイレのサービス提供を控えること。 ・客がサービスを利用し終えるごとに次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤）0.1%などの消毒用洗剤でテーブル、椅子を清掃する。 ・床、通路、手すり、トイレ、ドアノブまたはカウンターを次亜塩素酸ナトリウム粉末洗剤（漂白剤）0.1%などの粉末洗剤または消毒用洗剤で1日に少なくとも1回清掃し、廃棄物は毎日処分する。 ・エアコン付きのレストランの場合、定期的な清掃と換気の時間を確保するため、一定時間レストランを開店・閉店する対策を設けること。 ・調理器具、皿、茶碗、スプーン、フォーク、各種道具の洗浄について厳格な対策を設ける。 ・食品を購入する、または店に入るのを待つための列は、利用客の間隔を少なくとも1メートル確保する仕組みを設けること。 ・あらゆるタイプの場所のオーナーまたは管理者は、使用する場所、調理器具、道具の清潔さを維持し、政府が指定する疾病予防対策を講じ、また、バンコク都知事または政府が指定する勧告、条件、時間条件に従ったその他の仕組みを設ける責任を有する。 	

No.	事業/活動	対策	勧告
		<p><u>サービス提供者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内の従業員は、清潔な服装をし、髪をまとめ、帽子、手袋、エプロンおよび衛生マスクまたは布マスクを着用すること。 ・従業員に発熱、咳、くしゃみ、鼻水、息切れの症状がある、または体温が 37.5 度以上ある場合、すぐに作業をやめ、医師の診察を受け、自宅で症状を観察する。 ・調理担当者は、調理の前に毎回手を洗うこと。 ・ウェイター/ウェイトレスは、料理をサーブする作業の前に毎回手を洗うこと。 ・ウェイター/ウェイトレスは、話す際に通常の声の大きさを話すことが望ましく、大声を出したり、衛生マスクまたは布マスクを外したりしない。 <p><u>サービス利用者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用する客は全員、衛生状態を維持し、サービスの利用前後に毎回、石けん、アルコールジェル（アルコール 70%以上）または消毒液で頻繁に手洗いすること。 ・発熱、咳、くしゃみ、鼻水、息切れの症状がある、または体温が 37.5 度以上ある場合、サービスは受けさせない。すぐに医師の診察を受け、自宅で症状を観察することが望ましい。 ・対策が遵守されていない場合、地区の事務所に通知する。 	<p><u>サービス提供者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、始業時、調理準備前、調理中、調理後、お金、ごみや食品廃棄物を触った後、喫煙後、清掃後、トイレに入った後など、水および石けん、アルコールジェル（アルコール 70%以上）または消毒液で頻繁に手洗いすることが望ましい。 <p><u>サービス利用者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の前に毎回手を洗う。 ・他人の近くで咳、くしゃみをしない。 ・食事中に咳やくしゃみが出る場合は口と鼻をしっかりとふさぐ。